

223号)
の施行に
関すること。

- 定すること。
- 2 同法第 15 条第 5 項第 5 号、第 6 号及び第 7 号の規定による県防災会議委員を指名又は任命すること。
- 3 同法第 15 条第 7 項の規定による県防災会議の専門委員を任免すること。
- 4 同法第 17 条及び第 18 条の規定による県防災会議の協議会を設置すること。
- 5 同法第 23 条第 1 項の規定による県災害対策本部を設置すること。
- 6 同法第 73 条第 1 項の規定による市町村長の実施すべき応急措置を代行すること。
- 7 同法第 74 条第 1 項の規定による応急措置を実施するため、他の都道府県知事に応援を求めること。
- 8 同法第 74 条第 1 項、第 77 条第 2 項及び第 80 条第 2 項の規定により他の都道府県、指定行政機関の長及び指定公共機関等から応援の要請又は応急措置の実施の要請を受けること。

- 又は意見の開陳をすること。
- 2 熊本県防災会議条例(昭和 37 年熊本県条例第 54 号)第 3 条の規定による防災会議幹事を任免すること。
- 3 同法第 16 条第 4 項の規定による市町村防災会議を設置しないことについて協議を受けること。
- 4 同法第 23 条第 6 項の規定により県警察又は県教育委員会に対し指示をすること。
- 5 同法第 29 条第 1 項又は第 30 条の規定により指定行政機関の長等に対し職員の派遣を要請し、又は内閣総理大臣に対し指定行政機関等職員の派遣のあっ旋を求めること。
- 6 同法第 33 条の規定により内閣総理大臣に対し県職員の職種別現員数等の資料を提出すること。
- 7 同法第 40 条の規定による県地域防災計画の策定又は修正に際し、原案を作成すること。
- 8 同法第 42 条の規定による市町村防災会議の

- る市町村長の被害状況等の報告を受けること。
- 2 同法第 53 条第 2 項の規定により内閣総理大臣に被害状況等を報告すること。

- 設置の届出を受け受理すること。
- 2 同法第 50 条第 2 項及び県地域防災計画の定めるところによる災害応急対策を実施すること。
- 3 同法第 51 条及び第 55 条並びに県地域防災計画の定めるところによる気象警報を伝達し、又は災害情報を伝達すること。
- 4 同法第 34 条第 2 項の規定による中央防災会議の防災基本計画の作成又は修正の通知を受けること。
- 5 同法第 36 条第 2 項又は第 39 条第 2 項の規定による指定行政機関の長又は指定公共機関の防災業務計画の作成又は修正の通知を受けること。